

会 議 録

1 会議名

平成 20 年度 第 1 回横島地域協議会

2 開催日時

平成 20 年 4 月 24 日（木） 午後 15 時 00 分から

3 開催場所

玉名市横島町公民館 第 1 会議室

4 出席者

委 員：村上康弘委員、田上かづ子委員、島崎洋一委員、永田知栄子委員

米田昭子委員、本山雅実委員、森川 勉委員、大柿貴宏委員

松本祐一委員、徳山重人委員、前本 勝委員、前村まり子委員

事務局：吉村横島総合支所長、竹本総務振興課長、

村崎総務振興課審議員兼課長補佐、宮田総務振興課主任

欠席者

委 員：中尾小百合委員、寺本 博委員、本島英俊委員

5 会議の内容

(1) 開会

(2) 横島総合支所長挨拶

(3) 委員及び事務局紹介

(4) 役員選出

(5) 会議録署名人の指名について

(6) 議事

①地域協議会の運営について

(5) その他

(6) 閉会

6 議事の概略・協議結果

(1) 地域協議会の運営について

地域協議会の運営について、協議を行った。

7 会議資料

(1) 会議次第

8 傍聴人の数

0人

9 非公開の理由

—

10 会議録の種類

要点記録

11 発言の内容

(事務局)

第 1 回の横島地域協議会を開会いたします。次第にしたがいまして、横島総合支所長に挨拶をお願いします。

(支所長)

【記載省略】

(事務局)

次に 3 番目の委員及び事務局紹介ということで、こちらからお名前をお呼びしますので、起立して名前をおっしゃっていただければと思います。

【各自自己紹介】

(事務局)

次に役員選出ということで、本協議会には会長及び副会長を 1 名ずつ置くことになっております。選出は委員の互選により選出をお願いします。

(委員)

会長を村上康弘さんをお願いしていいですか。副のほうを島崎洋一さんにいかがでしょうか。

(委員)

会長は私も賛成です村上さん。副会長は今までこの会で何年かされた田上さんでどうでしょうか。

(事務局)

今、委員さんから会長は村上さん、副会長を田上さんでお願いしたいとのことですが、委員の皆さんいかがでしょうか。

(委員)

合併の時から 2 人でしてきておられるし、流れもご存知ですので、いいと思います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(事務局)

それでは、会長に村上康弘さん、副会長に田上かづ子さんでよろしいでしょうか。じゃお二人にお願いしたいと思います。

それでは早速、村上会長にご挨拶をお願いします。

(会長)

【記載省略】

(事務局)

田上副会長さん一言お願いします。

(副会長)

【記載省略】

(事務局)

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

今後、会議の開催につきましては、村上会長名で招集をいたします。それから会議の議長も会長が進めるということになっておりますので、よろしくお願いいたします。次に 5 番目に会議録署名委員の指名についてですが、会議録を作成することになっておりますので、今日の会議録の内容を確認して署名していただく委員さんを 2 名、議長さんより指名していただきたいと思います。

(会長)

島崎洋一さんと永田さんをお願いします。

(事務局)

それでは本日の会議録署名委員を島崎洋一さんと永田知栄子をお願いします。次に議事といたしまして、地域協議会の運営についてということで議事を設けております。私も異動してこの地域協議会の会議内容等についてほとんど理解していない状況ですので、できますならば会長、副会長がこの 2 年間参加されておりますので、この地域協議会とはどういうものか会長のほうからお話いただければと思います。

(会長)

まずですね、2 年前に発足いたしまして、何回か昼にしたわけですがけれども、皆さん仕事をもっていらっしゃるものですから、なかなか集まらなかったわけです。それで夜に会議をするようになりました。年 4 回の会議ということで、よければそうしていいでしょうか。

(委員)

よければそうして下さい。夕方か晩に、昼は忙しいからですね。

(会長)

昼の時は欠席が多かったからですね。特に今回はですね、若い人がいらっしゃると思いますので、よろしいでしょうか。

(委員)

そういうことをお願いします。

(委員)

今まで過去の 2 年間については、欠席が多かったということですが、年 4 回だいたいいつごろどういうふうで開催されたのか、その経緯なんかが私をはじめでなも

のですから、ある程度年間計画というものがあれば早急に立ててもらえればありがたい。というのはいろんな会合に出ていかなければならいことがあるので、どのように優先するかということが、ひとつ問題があるものですから、夜の会議であれば比較的助かりますが、だいたいいつごろ開催予定ですか。

(会長)

今までは計画はなかったですね。ただ議会が年に4回あるので、議会前ということでやってきました。年間の何月何月というのはなかったです。ただ前もって10日ぐらい前には最低通知が来ると思います。

(委員)

これは市からの諮問事項あたりを審議することもあるということですね。そういうことになるかいつするかということはないと思いますね、そういう場合は。

(事務局)

そうですね、そういう急を要する場合にはそれはそうでしょうね。

(委員)

市が行政を進めて行くなかで問題が起きた、これを地域協議会にかけようとかというようなときに、そういうことがいついつということとはわからないですね。

(支所長)

これまで、先程会長からお話がありましたように、議会が4回というようなことがありましたが、3月、6月、9月12月というふうに議会があります。大体その前ぐらいにどこの協議会においても会議を開かれているというのが共通したところです。ですから諮問がある場合も、その頃を見計らって諮問もあるのではないかと思います。

(委員)

地域で問題が起きたような場合、委員さんたちが会長さんに提案をして、この中でということはあるでしょう。それまでただ協議会で待っているのか、あるいは定期的に開いて、何か地域でいろいろ問題が今あっていないですか、というようなことを聞かれるのか、そういうことであれば定期的に開く必要がありますね。問題が生じたときにその都度ということであれば計画が立てられないということもありますね。

(委員)

だから定例会と臨時会ということで考えていけばいいのではないのでしょうか。

(事務局)

原則的には説明がありましたように年4回ということで集約されています。

(委員)

委員さん、あなたは一週間のうちで何曜日ぐらいが忙しいとか、何曜日ぐらいがひまとかそういうことはないですか。

(委員)

夜はいいですけど、女性の委員の方々が夜どうなのかとちょっと心配することがありますね。

(会長)

ただ時間については、夏と冬は時間が違いますから、それを考慮して開いていました。会議自体は長くて 2 時間ぐらいでした。女の人にも負担にならないよう時間を調整してやってきました。

(委員)

旧役員さんたちもそうやってきておられるなら、そうした方向でお願いします。

(委員)

今まちづくりでは、だいたい部会の方では火曜日に夏時間で 8 時、冬が 7 時半でやっています。昼何回か文化財保護委員さんと打ち合わせを昼間しましたが、昼はなかなか集まりが悪いですね。

(会長)

特にこの委員会では若い人も多いですので、仕事をしておられるし、また高齢者の方は夜は集まりません。やっぱり昼にと言われます。

(委員)

去年が何とかフォーラムというのがあって、その委員になって行けと言われて行きましたが、各中学校校区でやりましたけど、横島が一番集まりが悪いんですね。社協の富安事務局長と私とあと一人か二人、もう横島校区だけは話にならんと。だから発表するときには最後はもうイライラするという感じだったですけども、皆がそれぞれ時間帯というものがあるんでしょうけども、会議ですからですね、万難を排してということ、ですから定例的なものがある程度決まっていれば、それにあわせて動くということも可能かなと思うんですね。

(副会長)

最初の年は 6 回協議会が行われまして、最初合併してすぐなものですから、いろいろ問題点が提案されて、それでこの中で協議をして、先程おっしゃられたように全体的なものであれば提案書を作成するというので 6 回になったと思います。昨年は 4 回行われて、協議会が行われる前に通知がありますけれど、そのときに各団体で問題点があれば、協議会を通じて議題としてあげてもらいたいというようなことがあれば、事務局のほうに提出するというので、協議内容を決めてきました。

(委員)

私はまちづくりの方を中心に、いろんな問題点を聞いたものをお願いしたり、お伺いしたりしようと思いますが、そのとき、会議をやったときに伺って、そこでは話しをしても、その次の日までにはそれをどうやってまとめていくかというのは、そのときの会議だけでは決まるものじゃないと思うんですね。その場合事務局のほ

うにこういう問題が出ているけど、どうだろうかという相談をしたほうがいいのでしょうか。

(副会長)

そうですね、そうしますと事務局のほうで大体の内容を詳しく調べてくださって、このなかで話をしてくださるので、そのほうがいいと思います。

(支所長)

事前に今言われたように何かはつきりわかるならば、どのようなことでお尋ねしたいということが出るならば、関係部署を呼びますので、できればこの総合支所の課長あたりも今まで関係なければ呼んでいなかったのですけれど、今度から呼んでおこうかと思っております。それと専門的に説明のできる本庁のほうから、それも呼ぶこともできますので。ただ、いきなりここでこういうことについてはと言われてもなかなか行政サイドも答えきれないという面もありますので、事前にわかればそのような手配もできますので、そのときにお答えができるということでございます。

(委員)

集まるのは4回しかないので、事前に問題点があって、その場で解決していくとか、どういう提案をしていくかというところまで行き着くわけですかね。

(会長)

一応内容によっては、その場で討議しながら、これは出そうか、これはもう出すまでもないかとか判断しています。

(副会長)

基本的には4回ですけども、必要性があればそのときに討議しますね。

(委員)

ある程度このへんでこうだということがわかっているならば助かる面もあります。それに合わせていろんな問題点をまちづくりのなかでも、もしあれば取り上げてそれにあうような形でもっていくこともできるかなと思います。ただ何でもやってもらうということではなくて、もしかしたら協力をお願いしないといけないこともあるでしょうし、それはちょっと違うだろというのも出てくるのかもしれないですけども、こちらがまだ去年がどういうふうなもので、どうしたかというのが何も資料がないものですから、どんな会議をされたのかとかわからないので、どういう格好でこちらに出席すればいいのかなということが不明ということで申し訳ないですけども。

(会長)

この会は他の会と違って、皆が町民とか部落とかの要望を持ち寄って、会議するわけです。決まっている訳ではないのです。市の方からの議題があれば、だいたい

その場で解決します。

(委員)

よければ、前の2年間の分の話し合った会議録があるなら資料でもらって、前年度の実績の日付で予定を組んでもらうとやりやすいかなと思います。今は全然何も知らない状態ですから、帰ってからそれを読みたいなと思います。こういうことを決めるんだとか。

(委員)

先ほど、会長さんの方から照会があったかもしれませんが、防犯灯の電気料問題については、諮問だったのですか。

(会長)

いえ、あれは諮問ではなくて、区長会から9支部の薄田さんが委員でしたので、区長会あたりでやって、電気料を払わなくてはいけないなら干拓では不決議でという意見が出ました。そこで資料のほうでは地元負担ということで内定していました。

(委員)

私が言っているのは、合併前は町が全額負担で、合併してもそのまま行くのではないだろうかと思っていました。ただ、市の財政問題もあるし他町との差もあったろうし、その中で市が横島町では全額、町が負担していたけど、半額(補助)とさせてくれないだろうかという諮問だったのでしょうか。町の区長さんからの反論があった訳ですね、住民に半額負担させてはいけないと。しかし落ち着いて、半額ならしょうがないということだったと。

(委員)

協議会で話しが持ち上がって、市のほうから区長には話があったのでしょうか。それで、市から区長さんに全額負担を頼みますという話しだったか分かりませんが、区長さんは反論して、それならば折半とするということになったのではないのでしょうか。

(会長)

いえ、ここに来た段階で、横島町では今までどおり全額、市が払うということで、岱明町では1/2、天水町、玉名市では全額地元負担ということで、間をとって岱明町並の金額だった訳です。一応、その時は全額地元負担ということは内定していたわけですから、そうした連絡があって、区長さんから反応があった訳です。

(委員)

だからこの協議会の中で、上で決まったことでも、ひっくり返されるという可能性もあるという、その効果はあるのですね。

(委員)

それもひとつの要望ということで、それも区長さんでやるのか、それともこの地域協議会でやるのか。地域協議会で持ち上げて、地域協議会から市のほうに要望し

ようというというやり方だったのですね。それで地域協議会としては区長さんから、そういった反論もあって、全額、市負担のほうを是非やってくださいと、地域協議会から要望したのです。それで結局は折半でお願いしますということになったのでしょ。

(委員)

問題提起がないと、そのままになっていたという話です。それで、この協議会を利用してということではないですが、情報を収集しておかないといけないということです。どんな問題があるのか。

(会長)

今おっしゃたように、いろいろな要望があります。それでお互いが持ち寄ってこの協議会の中で意見を集約する訳です。その他に体育会の分館の大会ですが、これもこの会のなかで意見を出してもらいたいという要望がありました。それともうひとつは、明丑の焼却場跡の広場です。委員さんのほうから整備を何回もこの会議に要望をされました。それで21年度は予算がつきます。言わないならば、そのままでしたから。

(委員)

旧公民館の解体あたりの話しは、どこから出てきたのですか。

(会長)

委員さんの中からありました。

(会長)

それで、本庁から来てもらったのですが、目的があって解体するのであれば解体できますが、解体だけは難しいという話でした。

(委員)

どうして解体だけではいけなかったのでしょうか。これを建替えてというなら問題かもしれないけれども、逆に解体したならいけないというなら行政のほうの方が筋が通らないですね。

(会長)

解体してから駐車場にするなら駄目と。もともと横島に体育館の建設が予定してあり、ここに建てるからいいということになりました。

(委員)

それは合併特例債という予算枠内での項目ではないかと思いますけれども、解体するだけなら合併特例債は適用できないとなった訳だと思います。

(委員)

それは合併特例債だからですね。

(委員)

建替える部分については、予算を付けますという考え方。

(委員)

建てなくていい余分なものをわざわざ建てなくてはいけないのか、ということですね。

(委員)

おそらく旧公民館の解体は合併特例債の適用にはなっていないと思います。後は跡地を駐車場スペースにするのだと思います。

(委員)

後は玉名市の博物館の資料がありすぎて、横島公民館に置かせてくれないだろうかということでした。資料がいっぱいで展示するところがないと。やっぱり、そういうところは出てこなかったです。

(委員)

じゃあ、今度（旧公民館を）解体するのですね。

(会長)

はい、そうです。この問題については、本庁から来てもらいました。協議会で要望したからですね。

(委員)

あれは、今度建て直すときに解体するということがあったのでしょうか。単独の横島町のときはですね。庁舎建設もするから、併せて公民館施設も造るということでしたから。

(委員)

大体、セットじゃないとおかしいですけどね。

(支所長)

いざ、解くとなるともったいないということが出てくるのですよ。何かに使えないだろうかと。1年、2年と置いておくとそういう思いが強くなってきます。

それと公民館としては、岱明の公民館と比較するとどうしても向こうが古いと、それでこちらを解くとなるともったいないというような声がある訳です。

(支所長)

今度、平成20年度で予算が付いている訳ですけども、聞いてみると合併特例債を使えるような話でした。ですから市の負担は少なくなってきます。それで、明丑の焼却場の話も出ましたが、今年が236億1000万円という当初予算がスタートしていますが、毎年度予算を組むときにやり繰りというのを考えると、1年待ってくださいますかということが出てきます。そういうことで公民館の解体は今年の予算ででき、明丑の焼却場の整備については、来年度で約束できています。

(委員)

焼却場跡はどうするのですか。

(支所長)

あそこをどうするかについては、今年1年間掛けてからいろいろと話合います。

(委員)

あそこは赤土を入れて30cm高くしてあるのです。新幹線漏等を持ってきてありますので、グラウンドとしては使えません。

(委員)

前は、町で作った時は、砂利等が入っていましたので、これではソフトボール等は出来ないと思いました。

(委員)

結局、グラウンドとしては使えません。中途半端に客土してあるので、手前何メートルはそのまま、後は赤土を30cmばかり客土してあるので。

(委員)

ベンチよりも高いという訳ですか。

(委員)

ベンチよりも高いのです。だからあそこでソフトボールとか野球とか何かをする状況ではないのです。雨が降ればぬかるんで、入れる状態ではないので。

(委員)

他に19年度の最後の地域協議会のときに、いちごマラソン大会があった直後だったのですが、公民館が無くなったら調理室はどうなるのですかと、しあわせ(農協)のほうから仕込みをしていっぱい販売していたんですが、そういうのはどこで作ればいいのか考えて欲しいとか、中庭は残して欲しいとか、体育倉庫はどうなるのかという疑問点も出てきました。それからこれは継続ということで、有明中学校の通学路の防犯灯の新設のお願いをしたいという提案が出ていました。それで身近なところでいろんな団体の方が団体を代表して来ていらっしゃるんで、そういう意見を聞きながら、これを言ってもいいのだろうかと思っても、言ってみるといろいろ回答して、こういう理由で出来ませんとおっしゃってくださいと、ああ成る程と理解できるので提案はしたほうがいいと思いました。

(委員)

あの、防犯灯問題については、この前から役場に来て言っていたのですが、以前は町が住民や区長さんの要望を集めて防犯灯の修繕を町で行っていたんですね。それを今は行政区で、まず業者に見積書をもって修繕をしてお金を払って領収書をもって、それを役場に持って行って、役場が申請書を出させて、補助金として出すそうです。それで行政区で出しかえなくてはいけないのです。予算がある行政区については出しかえといてもいいかもしれません。それで修繕ならば大したお金もかからないからいいかもしれません。ただ新設すると倍の金がかかるのです。出しかえなくてはならないと、非常にいろいろなお願いが出てくるのです。それで今

の話して私は何回もしてきているのですが、防犯灯は地域でみると。そうするとこの地域の人が自分の地域に関して言うならば、ここは要らないということであれば新設も出ない。そうすると町が前のようにするのであれば、付けられると思うのです。自分の所はここは利用しないところだから、他の下から通ってくる通学路を学校の人たちは必要かもしれないけれども、他の地区からしてもらったとしても、後は管理をして電球も交換しなくてはいけなくなるとですね。それで今までのようにできないですかということです。どっちみち、市が金を補助金として出すわけですので、補助金として出すか工事請負費として、例えば修繕料として市が出すか、大体同じ金額を市から出すので、替えて欲しいと私からお願いしている訳です。

(事務局)

今、委員さんのほうから市の防犯灯のことについて話がありましたが、以前は言われたとおり、町が修繕とか新設とか地元から挙がってきた場合は町のほうで手がけて直接やっておりましたけれども、合併して現在に関しては防犯灯の施設はあくまでも地元の施設の管理ですよという考え方になっています。それで地元の施設だから市が手を加えて修繕や改良はしませんよと。あくまでも地元で修繕や新設を行ったら市から補助しますという流れになっています。

(委員)

結局そのお金は出るからですね、今の玉名市では。ただ、出しかえるということが増えただけです、行政区としては。同じ金額が補助金として出るか、新設であれば工事請負、修繕であれば事務費の中から出るという。

(事務局)

だからそのお金の出し入れではなくて、考え方が地元の防犯灯ですよという捉え方をしてあるのですよ。

(委員)

それが高校のときに、小島橋の駅の方から横島の方に来るんですが、小島橋には防犯灯があるんですが、そこから幅が狭いですよね、あそこに痴漢が出るんです。もう真っ暗になって、せき止められれば止まるしかないのです。あそこにどうにかしていくつか付けられないかということをお願いしたのですが、結局、地元地区の人は賛成しないのです。それで市である程度ここは必要だというお願いはできないのでしょうか。小島橋は関係ないですけども。

(委員)

あの、私も総務課にいる時ですけども、高校連絡協議会が横島にあったでしょう。あの会議に出たことがあるのですが、その中で、今おっしゃったようなところに防犯灯を設置していただくように要望しますということでしたので、私も玉名市の担当課長に話しに行ったのです。そうしたところ、区長さんから申し出があって区長さんたちが作る、それに対して1万円補助をする、それを年間3箇所までとい

うことでした。それなら区長さんに勧めてくださいということでしたが、なかなかできず、とうとうそのままでした。そういう面があるのです。

(委員)

それと私もその会議に出ていて要望していたのですが、横島地区の高校連絡保護者協議会で、地元で防犯灯を付けている土地所有者が、とにかく来てから言うことなのですが、虫が寄ってきてどうにもならないと。だから虫が大事か、人が大事かということで、土地所有者の人には話しをしておいてくれないかということで、防犯灯の電球が切れたところを早急に替えてくれと、そうしないとあそこは、しょっちゅう痴漢行為があるし不審者が出ることです。前が女子高校でしたから女の子がとにかく他所に行くから危ないと、地域の人たちはその耕作者が反対をすると、そういう頭の痛いことがひとつあるのです。横島地区もそういうところはかなりあるかもしれません。

(委員)

事件が起きれば警察が動く、それからだったら対処できるという話しですよ。

(委員)

だから結局、職員が定期的に廻って防犯活動をする、生徒指導の一環で。ですが、なかなかうまくいかないというのがあって。だからそういうのは地域の人達との繋がりというか、協議会あたりで地元地区の人達とかですね、話し合いを進めていく必要があるのかなと。

(委員)

委員さんがおっしゃるように、それは市で決めてもらって、それに地元がどう対処するのかという形に持っていかないと、なかなかうまくいかないのではないのでしょうか。予算が出るのであれば。

(委員)

私たちの新田区で言えば、150～160万円位でしょうか。それが色々とお金がかかるのです。例えば町民体育祭の費用が要りますよね、選手等の。婦人会にいくら出すとかいろいろとあるのですよ。それを、支出項目を決めてしまっているのです。今のような防犯灯問題になると、建て替えるお金がないのです。それに全然、会費を取ってない行政区もあるのですよね。そういうところは自分のお金で防犯灯を建てるための立替えをして、市から補助金があるでしょう、そうすると区長さん個人が立替えているから、区長さんへ市から補助金が入っていくと。そういうことに補助金を扱ってはいけません。そういうところから考えて改善はできないのかと言っているのですが、事務局が言うように行政区のことは行政区でという気持ちは私共も行政に居るときはそういう事も言っていたし分かるのです。そして行政区でできないときは、市で援助しますよ、というのが本当のやり方です。それで防犯灯は行政区のことだから行政区でと。だから全額電気料の負担をしてくださいということは分か

りますが、お金は行政区のことを言いながら、区長さんが防犯灯を修繕してお金を出し替えて、請求して市から貰うということをしなくても、市から直接出すと区長の負担もないし、立替え等をする必要もないからと私は言っているのですから。それで意味合いが違うと思います。行政区でできることは行政区でということとは意味合いが違うと思います。

(委員)

前は横島町から防犯灯は全額補助だったのですが、財政が苦しいところでお金がなくなったので、19年度から一応40%市から負担するから、後の60%を区のほうから負担してくださいという話しが前区長さんからあったからですね。私のところでは全部の区民の人に40%は補助で後は地元負担ということになったからということで。最初から区費として集めていますので後は会計から貰うだけです。それで委員さんの話しを聞いてみると、区費で集めていないから個人で一軒一軒貰わないといけないのではないのでしょうか。

(委員)

いや、そうなってくると区長さんが心配です。だからそうなる、前の区長さんが住民に話をしてから貰っておけばいいのです。予算がないからというのであれば、そうしないとしょうがないのではないのでしょうか。

(委員)

電気料は折半ということで区民も納得して予算化しているのです。それで防犯灯の修繕や新設についての話しをした訳です。

(委員)

それは市から貰うといいのではないですか。

(委員)

いや、今ただそれをどうするではなくて、そういうことを協議会として出せるかということですね。

(委員)

それで、このことは前から1区長として役場をお願いしていたのです。今日はこの場で、立場もあるから言わないでおこうと思っていたのですが、防犯灯の話しが出たので言いかかったわけです。それは新設も修繕も簡単に出来るところもあるからですね。それは市民間でひとつの考えるところではあるのですよね、議題としていいようなものであると思うのです。それで、まあ議題としてくださいということ言うわけではありませんけど、防犯灯の話しが出たから付随して話をしかかったわけです。

(委員)

今度の2回目の協議会の時に、修理代の支払い方法についてということで協議したらどうですか。

(委員)

それは、どうでもいいです。

(会長)

それは、要望したらどうですか。

(委員)

それで委員さん、前聞いた話ですがそれはそうですね、本当に不便ですねと、それは来年からでもお願いをしないといけないなど、実際言っていたらしいですね、本庁のほうに。それで貴方たちが、今度私たちが来る時にでもどちらの合理化をしなくてはいけないということ、合理化しないといけないのではないのでしょうか。自分たちが申請してお金を払って、町に書類を持って行って町がまた手続きをして、それからまた自分たちに返さなくてはいけない。そういう手間がかかる。それを今までのように町と市が直接頼むとそれで終わり。事務的には倍かかります。それを前の担当者も認めていたところ。本当ですね、何とかできないか言ってみますと、実際言っていたらしいです。それで出来ないならしょうがないですけども。

(委員)

やっぱり手出しするよりも、市のほうから貰ったほうが一番いいと思います。今度、要望するといいいのではないのでしょうか。

(委員)

もうひとついいですか、次回の協議内容ですけども、というか聞いてみたいですけども。私は文化協会に入っていて、以前はですね文化祭のお知らせだとか色々、防災無線で言ってもらっていたのです。ただ最近は駄目になったという話を聞いたので、防災無線の活用というか使用の規定などがあってそうなったのかな、とその辺をお聞きしたいと思うのですが。よろしいでしょうか。次回はいつ位になるのでしょうか。去年は第2回が9月頃になっているのですよね。

(会長)

今度は6月議会前にしてみましょうか。

(事務局)

6月議会前ですか。そこは会長と事務局とで相談してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ声あり]

(委員)

私は民生委員の中から推薦されたと思うのですが、なかなか皆さん頭を痛めていらっしゃる方がいいあるのです。そういうものをここに団体代表として出して、皆さんの意見を求めながら、福祉について、私たちの場合は高齢者福祉とか、特に横島の場合もそうですね、高齢化が非常に進んでいます。ということで

福祉バスの巡回についても色々お願いをしたところ、産交バスが走っているところは駄目だということで、それなら年寄りには不便じゃないかということで、それならば私たちがそこまで運ぼうか、そうして事故したらどうしようかとか、色々な壁があるのです。そして色々要望するところを協議会として、他の団体と連携したところで持っていくことも大事かなと考えていますけれども。

(事務局)

会長、事務局からよろしいですか。

(会長)

はい。

(事務局)

今日のこの会もカウントするということにさせてもらいたいと思います。初めての委員さんがほとんどということで、先ほど委員さんが今までの会議録等を参考にしながら、どんな内容で協議が進められたかという意見が出ましたので、その辺の資料を作って皆様方にお配りして、この協議会がどんなものなのかということも勉強していただく期間を、設けたほうがいいのかと思いますので、次回は提案ですけれども9月定例議会を目途に、その前に開ければと思います。どうでしょうか。

(委員)

議会の前にすれば、議員さんたちに頼めるからと、そういうことを考えての4回ではないですね。議会が3ヶ月ごとに4回あるから横島も3ヶ月毎ぐらいで、次は9月、12月、3月とそういう考え方で言っているのでしょうか。

(事務局)

恐らく最初はそんな形だったと思いますけれども、議会前に協議会を開かれてそれが果して議会に反映して出来ているかという、そうではないみたいな感じがあります。だから4回というのが大体、議会を目途にということでスタートされたという経緯があって、それにこだわらなくてもいいのではないかと思います。

(委員)

議会前というのも、議会の前に市長から諮問の内容が提出されるという意味で議会前ということだったのでしょう。

(支所長)

そうだろうと思います。それで諮問して答申して正案として議会に提案するようなものもあるからですね。ですから議会前ということでスタートしてきたのではないのでしょうか。今の話とか要望であるのならば、議会で反映されるかということでもないと思います。

(委員)

それなら議員さんに直接お願いする問題等がありますから。なんでも議員さんと呼んでくださいといったら、執行部も迷惑でしょうし、議会にお願いしなくてははい

けないこともあるだろうし、執行部にもお願いしなくてはいけないこともあるでしょうから。

(会長)

それでは時間も1時間ぐらい経ちましたので、今回はこれで終了しまして、次回に持ち寄って協議をするということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

(副会長)

協議会の委員さんについては、協議いただきましてありがとうございました。次回については、未定ですが第2回目の協議会ではたくさんの協議内容を把握していくことを希望します。ではこれで第1回目の協議会を閉会します。